

「ひなた暮らし体験促進事業」 業務委託に係る企画提案競技審査要領

1 審査員

中山間・地域政策課	課長	
〃	課長補佐	
〃	移住・定住推進担当副主幹	
〃	移住・定住推進担当（2名）	
担い手農地対策課	参入支援・人材対策担当副主幹	
雇用労働政策課	雇用対策担当副主幹	計7名

2 審査の基準

- (1) 受入事業者の開拓に関する提案（説明会の開催及び受入事業者の募集）
本事業の趣旨やマッチングサイトの利点等が事業者十分に伝わるよう、効果的で具体的な企画が提案されているか。
また、実際にマッチングサイトに登録できる県内事業者を掘り起こす具体的な手法が提案されているか。
- (2) 受入事業者の求人ページの作成支援に関する提案
事業者がマッチングサイトを円滑に利用できるよう、事業者との連携や求人ページの作成支援について具体的な方法が提案されているか。
- (3) 受入事業者と参加者のフォローアップに関する提案
事業者が円滑に受入れができるよう、参加者の宿泊場所や移動手段に関して適確な情報を収集し、事業者へ提供するとともに、滞在中の参加者及び事業者におけるトラブル等発生時において適切に対応できるよう提案されているか。
- (4) 事業実施体制、実績等
事業者や参加者との各種連絡調整を円滑に行うとともに、説明会の開催、求人ページの作成支援、事業者と参加者のフォローアップ、各種経費の支払事務や関係機関との連絡調整等を確実に実施できる体制・能力を有しているか。
- (5) 見積金額
必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性が図られているか。その上で、提案価格の優位性はあるか。

3 審査方法

面接審査（プレゼンテーション方式）

4 審査手順

各審査員が、それぞれの企画提案について、「2 審査の基準」に基づき審査を行い、各項目について採点した上で、合計点が高い1者を契約候補者とする。
なお、企画提案が1者のみから提出された場合は、審査による合計点が最低基準点（210点）を上回る場合に限り、その1者を契約候補者とする。

「ひなた暮らし体験促進事業」
業務委託に係る企画提案競技

審 査 基 準

審査項目	点数	
【1】受入事業者の開拓に関する提案（説明会の開催及び受入事業者の募集）	本事業の趣旨やマッチングサイトの利点等が事業者十分に伝わるよう、効果的で具体的な企画が提案されているか。また、実際にマッチングサイトに登録できる県内事業者を掘り起こす具体的な手法が提案されているか。	15点
【2】受入事業者の求人ページの作成支援に関する提案	事業者がマッチングサイトを円滑に利用できるよう、事業者との連携や求人ページの作成支援について具体的な方法が提案されているか。	10点
【3】受入事業者と参加者のフォローアップに関する提案	事業者が円滑に受入れができるよう、参加者の宿泊場所や移動手段に関して適確な情報を収集し、事業者へ提供するとともに、滞在中の参加者及び事業者におけるトラブル等発生時において適切に対応できるよう提案されているか。	10点
【4】事業実施体制、実績等	事業者や参加者との各種連絡調整を円滑に行うとともに、説明会の開催、求人ページの作成支援、事業者と参加者のフォローアップ、各種経費の支払事務や関係機関との連絡調整等を確実に実施できる体制・能力を有しているか。	10点
【5】見積金額	必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性が図られているか。その上で、提案価格に優位性はあるか（点数×最低価格／提案価格）。	5点
合 計	50点	